

第4期伊達市地域福祉計画

概要版（案）



平成31年3月

北海道伊達市

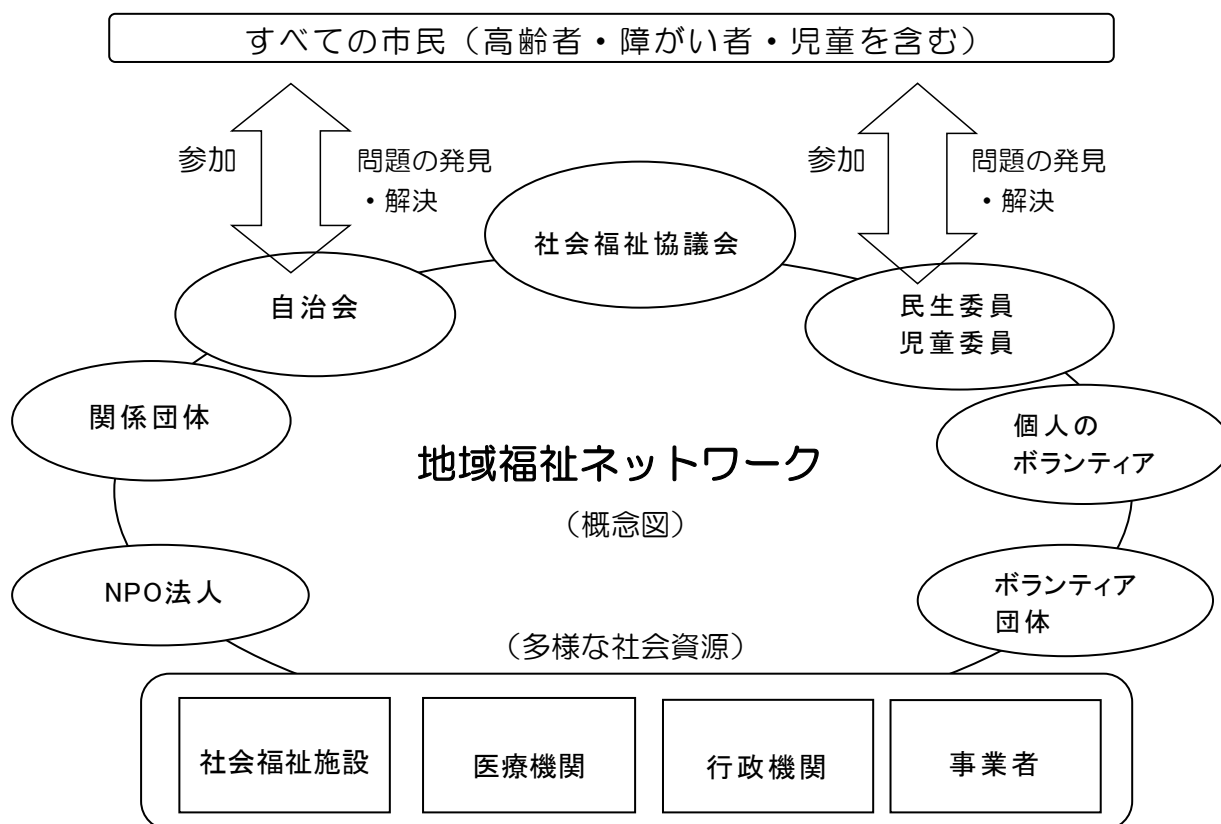
1 地域福祉の必要性

近年、私たちの地域社会を取りまく状況は、少子高齢化、人口減少や価値観の多様化、地域における人々のつながりの希薄化等により、かつて当たり前で共有していた地域住民相互のつながりが薄れてきている中で子どもや高齢者、障がい者等に対する虐待や、ひきこもりなど個人課題についての多様化も見られます。さらに、高齢者、生活困窮者の孤独死、高齢者や障がい者に対する消費者被害、特殊詐欺被害など地域福祉をめぐる課題は複雑化・深刻化しており、地域における住民相互の助け合いや支え合いが益々重要な課題となっています。

こうした中、地域共生社会の考え方が社会福祉法にも位置付けられ、地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくりが重要です。

2 地域福祉とは

市民の積極的な参加のもとで、行政、自治会、社会福祉協議会、事業者、ボランティア・NPO 等地域のなかで多様な主体が相互に協力しあい、全ての人が地域社会の一員として、尊厳をもって地域で暮らしていけるような自らの地域の個性ある福祉をつくり上げること。



3 各計画との関係

本計画は、「第7次伊達市総合計画」を上位計画とした地域福祉を推進する計画で、基本理念や基本目標、今後の取組方策を示したものです。

総合計画に掲げる本市の将来像“みんなが豊かさを感じられる市民幸福度最高のまち”を推進するため、高齢者や障がい者、子ども・子育て世代など保健福祉分野において策定している個別計画の上位計画としてこれらを内包するものです。

また、社会福祉協議会で策定する「地域福祉実践計画」との相互連携を図りながら進めていくこととします。

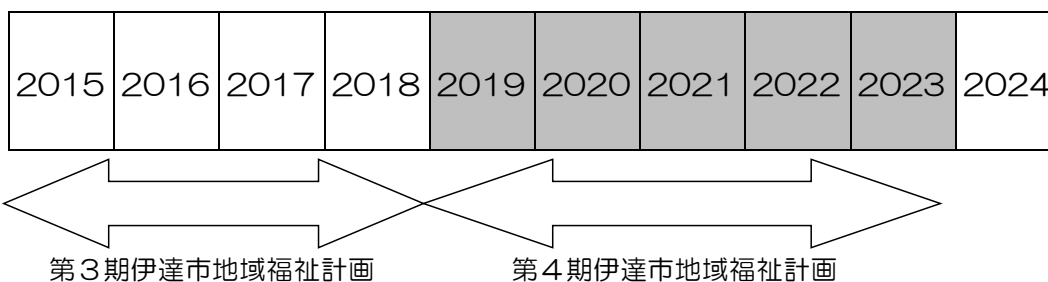
○ 保健福祉分野の個別計画

区分	計画の呼称	計画期間	根拠法	担当部署
法定計画	伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第7期計画	2018~2020 (3か年)	老人福祉法 介護保険法	高齢福祉課
	伊達市子ども・子育て支援事業計画	2015~2019 (5か年)	子ども・子育て支援法	子育て支援課
	第3期伊達市障がい者計画	2019~2025 (7か年)	障害者基本法	社会福祉課
	第5期伊達市障がい福祉計画	2018~2020 (3か年)	障害者総合支援法	社会福祉課
	第2次健康づくり伊達21	2013~2022 (10か年)	健康増進法	健康推進課
	第2次伊達すこやか親子21	2016~2024 (9か年)	健康増進法 母子保健法	健康推進課

4 計画の期間

本計画は、2019年度から2023年度までの5か年計画とします。

国や道の動向、社会情勢、福祉関連制度の改正、市民のニーズの変化など必要に応じて計画の見直しを進めることとします。



5 福祉圏域について

地域福祉計画では、人口、地理的条件、交通等などに留意して、住民同士が共通の生活課題を持って活動できる圏域を福祉圏域と考えます。これまでの地域福祉計画では、福祉圏域については明確にし取組を進めていた訳ではありませんが、第4期計画では伊達地区と大滝区の行政区域を一つの圏域として位置づけ、共通して取り組んでいきたいと考えます。

6 基本理念

本計画は、第7次伊達市総合計画で定める市の将来像「みんなが豊かさを感じられる市民幸福度最高のまち」の方針を受け、第3期計画の基本理念を踏襲し、心身ともに健康で住民同士の支え合い、助け合いながら、誰もが心豊かに安心して生涯を過ごすことができる地域福祉体制を構築するため、次のとおり基本理念を掲げます。

(基本理念) やさしい心がかよいあう愛のあるまち

7 基本目標

基本理念の実現に向けて、市民と行政、社会福祉協議会、事業者等が連携して地域福祉を推進していくため、第3期計画の基本目標を踏襲し、取組を進めます。

○基本目標1 参加と交流による安全・安心な地域づくり

高齢者や障がい者などの自立した生活を地域が支えていくため、見守りや日常生活の支援が欠かせません。住み慣れた地域で安全・安心に生きいきと暮らせるよう、社会参加を促して交流やふれあいを深めるとともに、自主防災活動や避難行動要支援者の避難支援の手助けを地域とともに行うことができる組織体制づくりを進め、市民が互いに尊重しあい、支えあい、助けあう人にやさしい地域づくりをめざします。

○基本目標2 地域福祉の担い手づくり

地域福祉を推進するには、活動の担い手が広がる仕組みが必要です。福祉意識の醸成はもとより、市民活動やボランティア活動を担う人材の発掘、確保、育成するとともに、市民の自主的な活動を広げていくための支援やネットワーク化を図るなど、市民が生きがいをもって社会参加できる基盤づくりをめざします。

○基本目標3 多様なサービス提供の仕組みづくり

福祉ニーズが多様化している今日、市民が身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、地域包括ケアシステムの構築に努め、効果的な情報提供や相談支援体制を整え、利用者が自分に合ったサービスを選択し、安心して利用できるサービス提供の仕組みづくりをめざします。

○基本目標4 地域福祉ネットワークの体制づくり

地域における福祉ネットワークを核として、子どもや高齢者、障がい者等の見守り組織づくりをめざすとともに、ボランティア団体や当事者団体、行政関係機関など相互の連携強化とネットワークづくりをめざします。

8 計画推進にあたって

地域福祉計画を具体的に推進していくには、市民や、各種団体、市がお互いの責任と役割を認識しながら、同じ立場にたった地域福祉の取組を行っていく必要があります。

また、各個別計画の着実な推進と連携を図りながら、福祉コミュニティを確立できる活動を支援し、それぞれの役割を果たして市民と協働で計画の実現に向けた取組を進めることが必要です。

1 協働による推進体制の構築

- (1) 市民の役割：地域の担い手、地域活動やボランティア活動の役割
- (2) 地域の役割：互助・共助、他団体との連携協力による地域福祉活動の強化・充実
- (3) 事業者の役割：質の高いサービスの提供、情報提供、利用者の権利擁護
- (4) 市の役割：福祉施策の推進、関係機関・各種団体・事業者から情報収集など

2 社会福祉協議会との連携強化

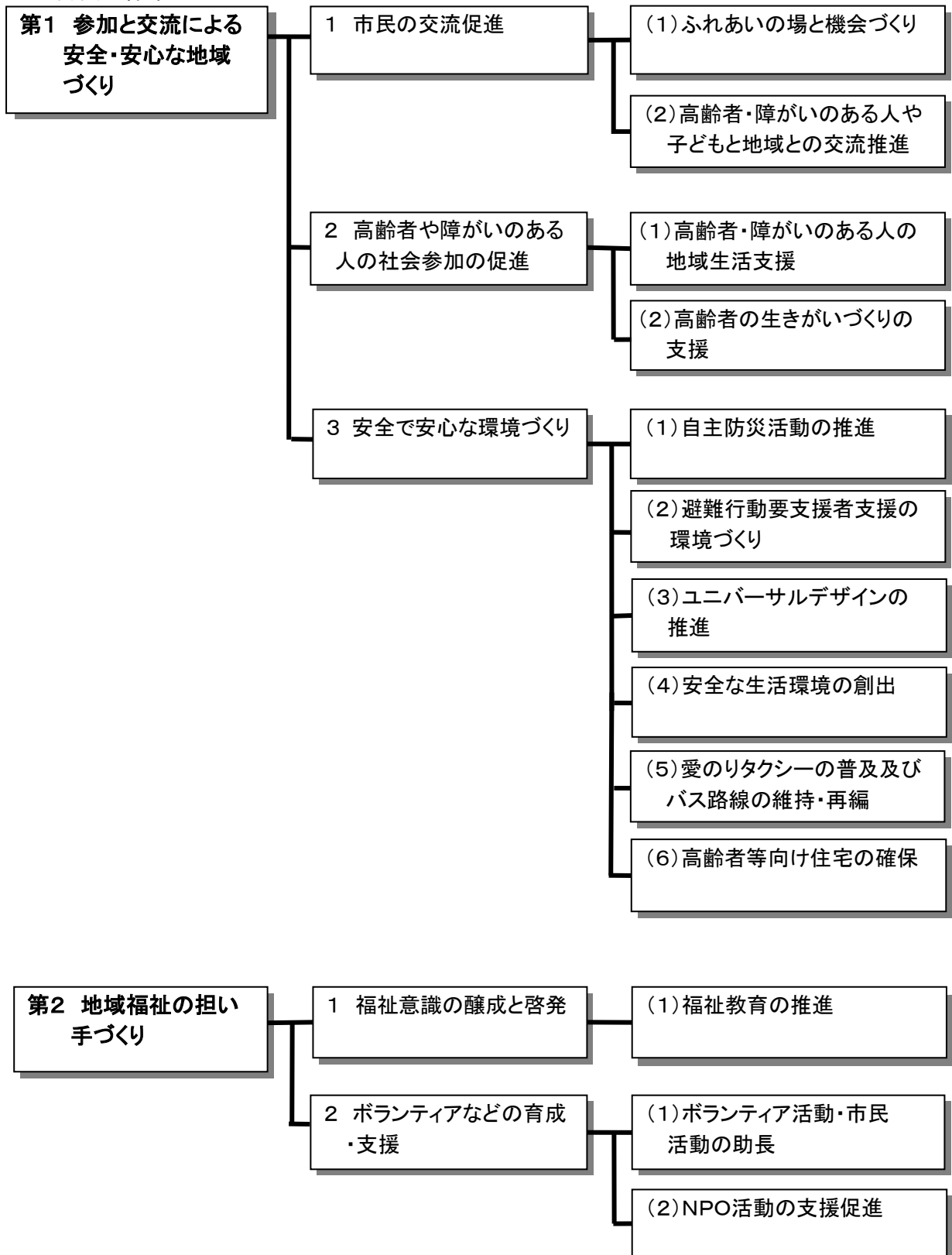
地域に密着しながら地域福祉の推進に中心的な役割を担う社会福祉協議会と積極的に連携し、地域福祉活動の推進や総合的な体制づくりについて協議を進めながら計画を推進するものとします。

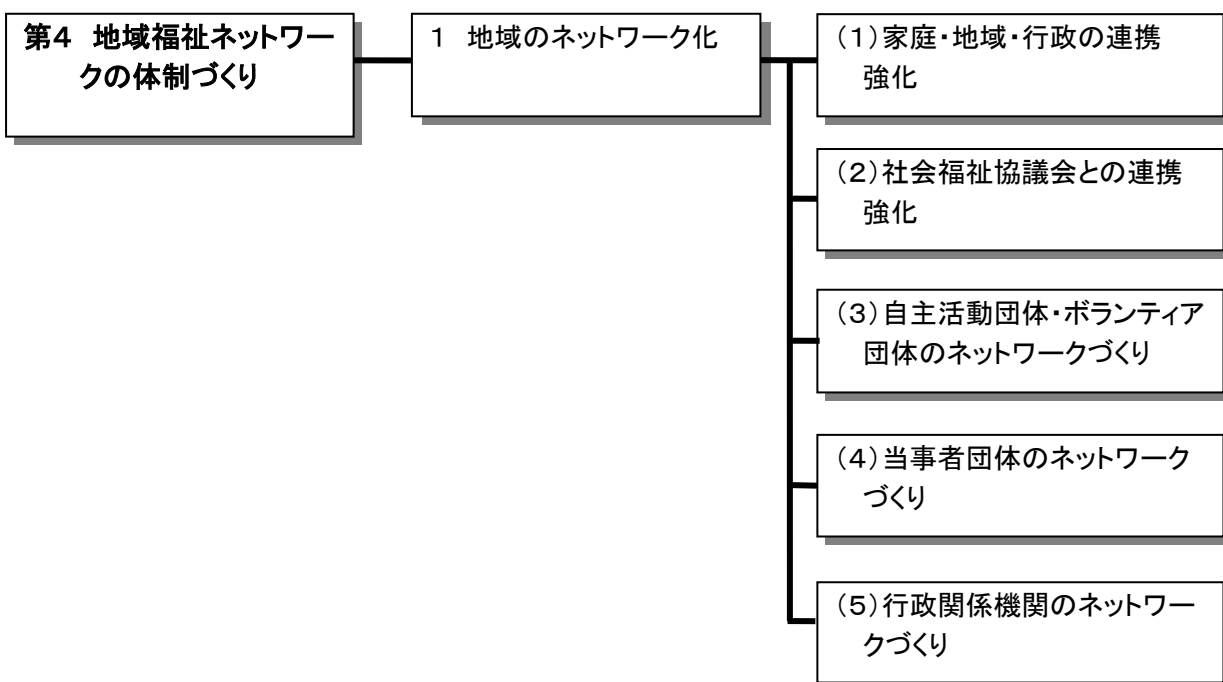
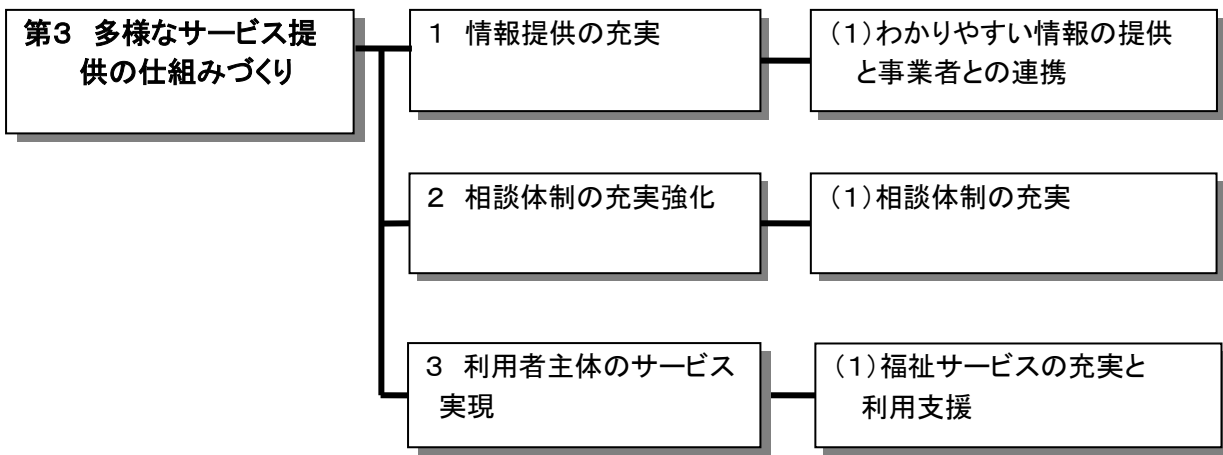
3 計画の見直しと外部連携

庁内組織の「地域福祉計画策定会議」を中心として各個別計画との必要な調整を行うほか、国や道などの動向、社会情勢、福祉関連制度の改正、市民のニーズの変化など必要に応じて計画内容の見直しを進めるものとします。

9 計画の内容

○ 計画の体系





第1 参加と交流による安全・安心な地域づくり

1 市民の交流促進

(1) ふれあいの場と機会づくり

今後の取組

① 住民同士が交流できる場づくり

アパートやマンション住まいなどで住民同士の交際範囲が狭い場合が多く、こうした住民が社会活動・地域活動等あらゆる分野への参加ができるよう機会や環境づくりを進め、積極的に参加する意識を育みます。

また、子どもから高齢者までの幅広い市民が交流できる仕組みや機会をつくり、男性も女性も共に協力し合うまちづくりの推進に努めます。

② 地域の連携による支援体制づくり

自治会、民生委員児童委員や社会福祉協議会などとの連携を図り、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などに対し、在宅福祉サービスの実施や見守り支援、健康づくり活動など地域の支援体制づくりや困ったときに支えあう※ネットワークづくりを推進します。

(2) 高齢者・障がいのある人や子どもと地域との交流推進

今後の取組

① 世代間交流の促進

コミュニティセンターなどの集会所や空き店舗などを活用し、高齢者や障がいのある人、子育て中の親や子どもなど様々な世代が楽しく自由に交流できるよう、自治会、学校、老人クラブなどを通じた世代間交流の促進に努めます。

保育所の児童が老人ホームを訪問し、歌やお遊戯などを通じた世代間交流も行っており、引き続き多様な交流を進めます。

② 障がいのある人と地域との交流促進

地域、社会福祉協議会などと連携して、障がいのある人の地域活動への参加を促進します。

聴覚に障がいのある人へ手話通訳者を派遣するなど、障がいのある人が地域住民と交流しやすい環境づくりを進めるとともに、手話通訳協力員の養成に努めます。

また、視覚に障がいのある人は、外観からは障がいを持っていることを認識しにくく、地域での生活に不自由なことから、カラーユニバーサルデザインや外出支援の取組などを進めます。

2 高齢者や障がいのある人の社会参加の促進

(1) 高齢者・障がいのある人の地域生活支援

今後の取組

① 高齢者・障がいのある人の孤立化を防止し、地域生活支援

閉じこもり、認知症、寝たきりなどを予防する上で、高齢者などの外出を支援することが大切です。住民同士が継続して介護予防に取り組むことができるように自主グループの立ち上げと活動支援を実施し、介護予防や重度化防止を図ります。

また、自治会や民生委員、地区社会福祉協議会、老人クラブなどの見守りや声かけなどによって高齢者・障がいのある人の孤立化を防ぎ、支援を受けながら地域の中での生活が可能となるよう努めます。

② 地域の見守り活動の推進

日常生活上問題が発生した場合に、近所や自治会、行政などに迅速に情報が伝わり、地域や住民がすぐに支援できる体制づくりを地域との協働のもとに進め、問題発生を未然に防ぐ、あるいは見逃さない体制の整備に努めます。

また、生活支援体制整備事業により、地域での支え合い、助け合いの体制づくりに向け、現在、連自治会ごとの「支え愛★地域づくり座談会」において話し合いを進めていきます。

③ 障がいのある人の就労機会の確保

障がいのある人の雇用を促進するため、胆振日高障がい者就業・生活支援センター「すてーじ」の活用により事業所との連携体制の整備と強化を図るとともにハローワークや関係機関からの情報提供を基に制度等の周知を行います。

(2) 高齢者の生きがいづくりの支援

今後の取組

① 高齢者の社会参加の促進

社会福祉協議会、NPOやボランティア団体、行政などが高齢者の経験と知識を活用することは、高齢者の生きがいにもつながるため、高齢者の社会参加の促進に取り組むとともに、各種ボランティア活動の周知や必要な支援に努めます。

また、介護予防教室は、これまで実施していない地域で開催し、自主グループのない地域の解消をめざします。

さらに、いきいき百歳体操を普及するための指導者等リーダー的役割を担う人材の養成講座の開催をはじめ、音楽健康指導士を含めたボランティアの活躍の場を広げることができるよう社会福祉協議会と連携して取り組みます。

② 高齢者の就労機会の確保

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス事業をシルバー人材センターに委託したことにより、就労の場の確保に繋がっています。

引き続き、訪問介護事業所等、担い手育成研修受講者の雇用の場の創出や育成研修の実施を進めます。

また、広報紙での周知など、シルバー人材センターが実施する地域に密着した活動を支援し、高齢者の就業機会の拡大や社会参加と生きがいの充実を促進します。

3 安全で安心な環境づくり

(1) 自主防災活動の推進

また、緊急時や災害発生時には、市民による互助・共助がとりわけ重要で、いざという時に備え、自発的な防災・減災による被害減少のために自主防災組織の増加や加入促進が必要です。

今後の取組

① 防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市民の防災意識向上等を目的に伊達市※防災アドバイザーによる、広報紙への防災コラム掲載や防災講演会を実施します。

また、市民と協働のもと市内各地区での各種避難訓練を実施し、市民の防災意識を高めるための支援を行うとともに、新しい情報伝達のあり方を検討します。

② 自主防災組織の結成促進

自治会を中心とする自主防災組織の結成を支援し、自主防災活動を助長するため、資器材の整備費や活動経費の助成を引き続き行います。

また、「自主防災組織結成（活動）のてびき」を作成するなど、一層の周知を図ります。

(2) 避難行動要支援者支援の環境づくり

今後の取組

① 避難行動要支援者の把握と支援体制の構築

「伊達市避難行動要支援者対策計画」に基づき作成された避難行動要支援者名簿を活用し、実効性のある避難支援をめざします。

また、災害発生時に備えて、警察、消防、自治会、社会福祉協議会及び民生委員など関係者で情報を共有し、災害発生に備えた支援体制の構築に努めます。

③ 地域ぐるみによる支援体制の整備

「伊達市避難行動要支援者対策計画」に基づき協定を結び指定された福祉避難所、自治会（自主防災組織）及び各関係機関と避難訓練を実施するなど、災害時の連携確認を進めます。

(3) ユニバーサルデザインの推進

今後の取組

① 計画段階における市民の参画

バリアフリーのための改修や公共施設の新たな建設にあたっては、計画段階から利用者等の様々な意見が反映できるように引き続き努めます。

② 安全な歩行者空間の確保

点字ブロックの設置や歩道の段差解消を行うとともに、音響付信号機の設置などを関係機関に働きかけることとします。

また、新施設についてはユニバーサルデザインの考え方を導入し、引き続き安全な歩行空間の確保に努めます。

(4) 安全な生活環境の創出

今後の取組

① 高齢者や子どもを含めた生活者の視点に立った防犯や交通安全

地域と連携を図り、LED防犯灯の設置等について自治会に対して引き続き補助し、児童生徒の通学時の安全確保のため、学校通学路に防犯灯の設置を行うとともに、各地域の防犯協会や警察機関と協力し、市内のパトロールや街頭啓発を引き続き行っていきます。

近年、車上荒らしの被害が多く発生し、不審者情報も依然として多く寄せられており、犯罪の防止や犯罪に遭わないための意識啓発と情報提供を行います。

また、増加する高齢者ドライバーの交通事故防止について、関係機関と協力して、高齢ドライバーの自覚を促す取組や、運転免許証の自主返納に繋がる取組を進めます。

さらに、犯罪に巻き込まれないための知識や防止策について、犯罪被害の具体例や被害を受けた時の相談方法などについて関係機関と協力して情報提供を行います。

(5) 愛のリタクシーの普及及びバス路線の維持・再編

今後の取組

① 愛のリタクシーの利用拡大

高齢者の生活の足の確保を図るとともに、地域経済の活性化を図ることを目的としており、認知度向上を目的とした広報紙による周知活動や利用者の利便性の向上のために随時サービスの見直しを行い、利用拡大に努めます。

② バス路線の維持・再編

人口減少と高齢社会に対応した交通体系の確立に向けて、市内に存在する交通資源の実態把握や過去に行われた各種調査の結果分析等を通じて、市民を取り巻く交通の現状を把握し、本市にふさわしい地域交通体系を検討します。

(6) 高齢者等向け住宅の確保

今後の取組

① 住宅確保要配慮者向け住宅の確保

「伊達市住生活基本計画」に基づき、住宅確保要配慮者向けの公営住宅の確保に努め、住宅困窮度に応じて入居へ対応することとします。

また、高齢者等世帯については、1階の住宅への入居を案内することとしていますが、従前から2階以上の住宅に入居しており生活に支障をきたしている高齢者等世帯については、1階の住宅への住み替えを推進していくとともに、今後、老朽化等により大規模な内部改修が行われる場合には、段差の解消や手すりの設置、浴室の整備など、高齢者や障がいのある人の特性に配慮した住宅改善を推進します。

さらには、※伊達ウェルシーランド構想のひとつとして取り組んできた民間活力を利用した高齢者向けの優良な賃貸住宅（伊達版安心ハウス）の啓発に努め、空き家を有効活用して、生活の安定や自立の促進に係る取組を進めます。

第2 地域福祉の担い手づくり

1 福祉意識の醸成と啓発

(1) 福祉教育の推進

今後の取組

① 障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援

特別支援教育に対するニーズの拡大に合わせて、幼児期や小学校低学年段階など、早い段階から保護者が特別支援教育について理解を深める機会が必要となるため、就学前における教育相談や特別支援教育に対する研修機会が充実するよう関係機関との連携を図るよう努めます。

障がいのある児童・生徒とそうでない児童・生徒がともにレクリエーションや体験活動を楽しむ交流の場やイベントの推進に引き続き取り組みます。

② 人権教育・啓発の推進

人権尊重の精神を身につけるためには、様々な困難な状況にある人たちの存在を認識することが大切です。地域に暮らす人たちがともに支え合う社会意識を育むために、地域や家庭における人権教育や啓発を進めます。

③ 福祉に関する学習機会の提供

地域の特长や資源を活かし、子どもと大人が世代を超えて交流し、学校教育など様々な福祉に関する学習機会の提供を通して知的関心を高めるとともに、体験を通してボランティア活動の理解と関心を高めていきます。

2 ボランティアなどの育成・支援

(1) ボランティア活動・市民活動の助長

(1)-1 地域ボランティア活動の充実

今後の取組

① 活動拠点の確保とボランティアネットワークの整備

社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体が相互に連携を図り、それぞれにおいて総合的な情報が得られ、様々な活動団体が交流できるよう支援するとともに、ネットワーク機能の整備を促進します。

② 相談窓口の充実

ボランティアをしたい人、受けたい人のニーズを集約し、今後も円滑なサービスの提供・利用が進むよう、相談窓口の充実に努めます。

③ ボランティアリーダーの人材育成

市民のボランティア活動への参加を促すため、社会福祉協議会と連携を図り、誰もが気軽に参加できるボランティア講座や研修会・学習会を開催し、地域でのボランティア活動の中心を担える人材の育成を図ります。

(1)-2 地域活動の情報交流の充実

今後の取組

① 地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、NPO、ボランティアなどの情報交流の充実

地域やNPO、ボランティア団体による活動情報を収集し、社会福祉協議会や民生委員との連携を図るため、連絡会議やボランティアフォーラムの開催などにより情報交流と連携強化を図ります。

(1)-3 学校と地域との連携によるボランティア活動や世代間交流の推進

今後の取組

① 学校におけるボランティア活動や世代間交流

学校教育においては、総合的な学習の時間を活用して、地域の高齢者・障がいのある人との交流や老人施設、福祉施設でのボランティア活動の体験などを通して福祉意識の啓発を推進します。

② 青少年によるボランティア活動

地域との協働により青少年によるボランティア活動を推進します。

また、次代の福祉の担い手として継続して活動に取り組めるように、青少年のボランティア活動への理解とボランティアサークルの結成を促進します。

(2) NPO活動の支援促進

今後の取組

① NPOの活動拠点の整備・支援の促進

NPO団体や活動の紹介、各種イベントの告知など情報の収集・発信など様々な活動を支援します。

市民活動団体の健全な発展を促すため、NPO法人設立に関する情報提供や構成員が固定化、高齢化している団体の運営について支援する取組を進めます。

第3 多様なサービス提供の仕組みづくり

1 情報提供の充実

(1) わかりやすい情報の提供と事業者との連携

今後の取組

① 福祉サービスの情報提供の検討

市ホームページや広報紙に保健、福祉に関する情報掲載を行い、高齢者や障がい者に配慮したわかりやすい保健福祉サービスの情報提供の充実に努めます。

また、福祉サービスに関するパンフレットの窓口配布など、継続した情報提供に取り組みます。

② 福祉事業者に関する情報提供の推進

福祉サービスの質の向上を図るため、民間事業者等に対し事業内容の公開に取り組むよう継続した働きかけを行うとともに、市ホームページや独立行政法人福祉医療機構が運営している福祉・保健・医療の情報提供を総合的に提供している情報サイトなどを通して、提供する福祉サービスの内容や費用について積極的に情報提供を行います。

2 相談体制の充実強化

(1) 相談体制の充実

今後の取組

① 福祉サービス全般に関する相談や苦情等解決の推進

市や事業所段階で解決できないものについては、その内容に応じた適切な対応ができるよう、ケース会議やサービス利用調整会議を開催し、関係機関との連絡体制の整備を図ります。

また、社会福祉課に障がい者虐待防止センターが設置されており、各種相談・虐待の通報を受け付けるとともに市ホームページで障がい者虐待防止を継続的に呼びかけていきます。

3 利用者主体のサービス実現

(1) 福祉サービスの充実と利用支援

今後の取組

① 日常生活自立支援事業の推進

社会福祉協議会と連携して高齢者や障がい者の自立を支援する日常生活自立支援事業を有効に活用できるようホームページ等の掲載、制度の紹介や浸透を図り、普及・啓発に努めます。

また、地域包括支援センターや民生委員と連携して、対象者の把握、利用の促進に継続して努めます。

② 成年後見制度等の普及

認知症の高齢者や障がい者の生活、権利、財産を守り、本人の希望に沿ったサービスの提供をするため成年後見制度や成年後見利用支援事業などを普及していきます。

また、地域包括支援センターと連携し、高齢者に対する虐待の防止やその早期発見のための事業、その他高齢者の人権や財産を守るうえで必要なノウハウや仕組みについての啓蒙活動のため、出前講座等を継続的に実施します。成年後見支援センターは、多様化・複雑化した課題に対応するため、権利擁護や生活困窮者支援など一体的な相談・支援体制の整備を進め、必要に応じて市民後見人等の育成や活動支援等に努めます。

③ 地域での生活を支える基盤の確保

「高齢者保健福祉計画」、「介護保険計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「健康づくり伊達21」、「伊達すこやか親子21」に基づき、多様なサービスを計画的に整備するとともに、利用者の視点に立った円滑な提供に努めます。

また、医療や介護、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの包括的な支援体制の確保が一層図られるよう、同一事業所内で高齢者と障がいのある人の福祉サービスを受けられる「共生型サービス」の提供体制の整備を促進します。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、その土台となる地域力の強化を図ります。

第4 地域福祉ネットワークの体制づくり

1 地域のネットワーク化

(1) 家庭・地域・行政の連携強化

今後の取組

① 福祉委員との連携

社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手の一人である福祉委員の育成や資質の向上を支援して地域福祉の充実に努めます。

また、社会福祉協議会が作成した「福祉委員活動の手引き」の活用を図ります。

② 地域におけるネットワーク支援体制

地域における市民と事業者が一体となった子どもや高齢者、障がいのある人等の見守り組織づくりを促進し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう地域生活課題に関する相談を把握し、医療、介護、予防、住まいや日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの確立に向けて取り組みます。

また、山下町の高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に配置したL S A（生活援助員）を活用して、周辺地域に対する高齢者等の地域見守り活動を進めます。

③ 生活困窮者等を支える各種福祉団体で構成されるネットワーク体制の確立

何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間」にある人や生活困窮者の自立を支援するため関係機関の相談連携を進め、伊達市生活困窮者自立支援協議会の活動を強化し、自立した生活が送れるよう支えるネットワーク体制を確立します。

また、高齢者又は障がい者をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人に必要な支援等を提供し、地域生活を可能とするため関係機関の連携を進めます。

(2) 社会福祉協議会との連携強化

今後の取組

① 社会福祉協議会との連携

民生委員、自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブなどの地域活動を行う団体が相互に連携補完しあって地域福祉の向上・充実に向けた体制づくりを推進していくうえで、地域福祉の推進役となる社会福祉協議会とより一層の連携強化に努めます。

また、地域における各種福祉サービスの相談支援、ボランティア活動への支援、共同募金運動への支援など社会福祉協議会と連携し、強化に努めます。

さらに、社会福祉協議会が主体的に地域福祉活動の中心となり、地域活動を行う団体のコーディネーターの役割を強化していきます。

(3) 自主活動団体・ボランティア団体のネットワークづくり

今後の取組

① 自主活動団体・ボランティア団体のネットワークづくり

市民活動団体の立ち上げやネットワークづくりを担う市民活動支援員による市民団体のネットワーク化、情報共有化、組織化が進んでいくよう各団体の連携、促進するための意見交換等も実施していきます。

(4) 当事者団体のネットワークづくり

今後の取組

① 当事者団体のネットワークづくり

各団体間の情報提供やネットワークづくりを進め、利用者本位のサービス提供に努めます。

また、様々な当事者の組織や活動を支援していくことで、活動の場を確保し、地域における理解と支援の輪を拡げていきます。

(5) 行政関係機関のネットワークづくり

今後の取組

① 地域のネットワークづくりの推進

市内の事業協力者による高齢者等地域見守り活動（もしかしてネット）などの様に、活動を行っている組織が連携、協力して、地域で支え合うネットワークの構築を進めます。

また、効果的な地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会との連絡会議等を開催するなど連携を強化します。

さらに、庁内の福祉分野以外の部局とも連携し、住民参加による地域福祉の推進体制の検討、整備を図ります。

② 市役所内の全庁的な体制の強化

地域生活に課題を抱える人を包括的に支援していくため、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の強化を進めます。

第4期伊達市地域福祉計画

概要版（案）

発行 平成31年 3月 策定

編集 北海道伊達市健康福祉部社会福祉課

〒052-0024

北海道伊達市鹿島町20番地1

TEL (0142) 23-3331